

令和 6 年度第 2 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 3 月 2 1 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3 3 6 4〕

① 件 名		
石巻市環境保全率先行動計画の改訂について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 令和 6 年 2 月、本市では 2 0 5 0 年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っており、公共施設の省エネ化等による地球温暖化対策の推進が必要となっている。 また、国が「2 0 3 0 年度において、温室効果ガス 4 6 %削減（2 0 1 3 年度比）を目指すこと、さらに 5 0 %の高みに向けて挑戦を続けること」を表明していることを受け、令和 8 年度に策定する「石巻市環境基本計画」では「市域の二酸化炭素排出量」の削減目標を 2 0 1 3 年度比 5 0 %へ引き上げる予定としていることから、「石巻市環境保全率先行動計画」においても内容の整合性を図る必要が生じている。 【目的】 「第 5 期石巻市環境保全率先行動計画」を改訂するもの。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号） 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号） 石巻市環境基本条例（平成 1 7 年石巻市条例第 1 6 6 号） 石巻市環境保全会議設置要綱（平成 1 7 年石巻市告示第 9 4 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市環境基本計画		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成 1 0 年 1 0 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 1 期）策定	
平成 1 2 年 4 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 2 期）策定	
平成 2 0 年 4 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 3 期）策定	
平成 2 8 年 3 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 4 期）策定	
令和 2 年 4 月	石巻市環境保全率先行動計画（第 5 期）策定	
⑤ 主な内容		
「石巻市環境保全率先行動計画」について、以下のとおり見直す。		
項目	変更後	変更前
4 温室効果ガスの削減目標及び基本方針	（1）温室効果ガスの全体の削減目標 本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を 2 0 3 0 年度末までに基準年度比で 5 0 %削減 することを目標とします。 <u>表 2. 温室効果ガスの削減目標</u> ※別紙のとおり	（1）温室効果ガスの全体の削減目標 本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を 2 0 3 0 年度末までに基準年度比で 2 6 %削減 することを目標とします。 <u>表 2. 温室効果ガスの削減目標</u>
	（3）温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標 <u>表 4. 各取組の数値目標</u> ※別紙のとおり	（3）温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標 <u>表 4. 各取組の数値目標</u>

	変更後	変更前
5 取組項目	(5) 環境に配慮した公共施設の整備等 ☐ 公共施設のZEB化を推進する。※ ☐ 公共施設の省エネ型エアコンへの更新を推進する。	(5) 環境に配慮した公共施設の整備等 <u>(追加)</u>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】 (1) 自らの事務事業に伴う環境への負荷を抑制し、地域の環境保全が図られる。 (2) 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策の推進が図られる。 (3) 市自らが模範的な取組を率先して実施することにより、市民・事業者に対する環境保全意識の啓発が図られる。 (4) 省エネルギーの推進による光熱費の削減が期待される。 (5) 脱炭素推進事業債の活用が可能となる。		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
県内では29市町村において「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定している。		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和7年4月 市ホームページ等にて周知 計画の施行		
⑨ その他		